

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び  
京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について  
(第 1 次答申案)

令和 6 年 月

京都府環境審議会

## 1 はじめに

六価クロム化合物について、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく特定事業場に係る排水基準、地下浸透基準が強化されることとなり、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「省令」という。）及び「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第 39 号）の改正については、令和 6 年 4 月 1 日付けで施行される予定である。

こうした国における基準の見直しとの整合を図るため、法の一律基準に代えて適用する排水基準（いわゆる上乘せ基準）を定めている「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」（昭和 50 年京都府条例第 33 号。以下「上乘せ条例」という。）及びいわゆる横出し規制対象事業場に対する排水基準や事業場の敷地全体への地下浸透基準を定めている「京都府環境を守り育てる条例施行規則」（平成 8 年京都府規則第 5 号。以下「施行規則」という。）の見直しについて検討する必要がある。

令和 5 年 7 月 19 日付けで、京都府知事から本審議会に上乘せ条例及び施行規則の一部改正について諮問を受け、本審議会として環境管理部会に付議して審議を重ねてきたところである。

今回は、まず上乘せ条例について、審議結果を第 1 次答申として取りまとめた。

京都府において、本答申を踏まえ、速やかに条例改正されることを期待する。

## 2 上乘せ条例改正について

法に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の排水基準が強化され、上乘せ条例に基づく上乘せ基準よりも厳しい基準となったことから、法の基準値に合わせるのが適切であり、上乘せ条例において、六価クロム化合物に関する排水基準の規定を削除することが妥当である。（上乘せ条例 別表第 1 関係）

なお、上乘せ条例は法第 3 条第 3 項の規定により、「当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、（中略）人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるとき」に定めることができるが、ここ数十年間、府内の全ての公共用水域において、六価クロム化合物の検出はないことから、法の基準以上の上乗せ基準の強化は必要ないと考える。

### <排水基準の内容>

	現 行	改正後
上乘せ条例の基準値	0.25 又は 0.4mg/L	削除
(参考) 省令の基準値	0.5mg/L	0.2mg/L

おって、今回の省令改正に伴う上乘せ基準の経過措置を設ける必要がある。